小型ボイラー取扱い業務特別教育

小型ボイラー（労働安全衛生法施行令第１条第4号のボイラー）を設置している事業者は、「ボイラー及び圧力容器安全規則第92条」にて小型ボイラーを取扱う業務従事者に対し、当該業務に関する安全の特別教育を行わなければならないと規定されています。【労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）の14号】

当支部では、事業者代行として下記のとおり「小型ボイラー取扱い業務特別教育」を開催いたします。

これから小型ボイラーの取扱いをされる方は、この機会にぜひ当支部特別教育にご参加ください。

■ 講習日時　令和８年　６月　１日（月）　９時30分～16時30分

６月　２日（火）　９時30分～16時00分　<2日間>

（講習終了後、「修了証」を交付します）

■ 講習会場　一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部　講習室

横浜市神奈川区鶴屋町２丁目21-1　ダイヤビル6階　（TEL:045-311-6325）

■ 講習科目

① ボイラーの構造に関する知識　② ボイラーの附属品に関する知識　③ 燃料及び燃焼に関する知識

④ 関係法令　⑤小型ボイラーの運転及び保守　⑥ 小型ボイラーの点検

■ 受講料　17,600 円（本体価格 16,000 円+税 10%）※テキスト代は含まれておりません

■ テキスト（使用テキスト）

・ 小型ボイラーの取扱　1,210 円（本体 1,100 円+税 10%）

・ (新版)ボイラー図鑑　1,430 円（本体 1,300 円+税 10%）

■ 申込み方法

① 来所申込

＊ 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、受講料・テキスト代を添えて神奈川支部事務所へご持参ください。

申込と同時に受講票とテキストをお渡しします。

② 郵送申込

＊ 郵送でお申込みの場合は、次の書類・料金を現金書留で神奈川支部事務所へ郵送してください。

(1) 所定の申込書 (2) 受講料 (3) テキスト代

(4) テキスト送付手数料 660 円 （2名同時にお申込みの場合は 880 円、3名以上は 1,100 円になります）

テキストを購入しない場合は、受講票・領収証送付手数料 110 円を加算してください。

◎会社等で請求書によるお振込みをご希望の場合は、申込書の余白にその旨を記載の上郵送してください。

※ 受講受付後は、受講料・テキスト代は返却いたしかねますので予めご了承ください。

■ 申込開始日　令和 ８年４月 ２日（木）より 定員<30名>になり次第締切ります

申込状況は、神奈川支部事務所へお問い合わせください

☆-☆

■ 申込み・お問い合わせ

一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2−21−1ダイヤビル6階

TEL:045−311−6325　FAX:045−313−1866

〈窓口営業時間〉9:00～17:00（12:00～13:00 はお昼休み）

※講習受付時間は 16:30 まで（土・日・祝日はお休みです）